

道路占用料等の徴収の猶予について

道路河川管理課
港湾振興課

1 要 旨

県が管理する道路、河川、港湾等の占用について、新型コロナウイルス感染症の発生、外出自粛・休業要請への対応等、感染防止のための取組の影響を受けた占用者からの申請により、次のとおり、占用料の徴収を猶予する。

2 対象とする占用料等

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に納期限がある次の占用料。
なお、令和2年10月1日以降のものについては、感染拡大の状況等を踏まえ、別途検討する。

- ・道路占用料
- ・河川占用料(流水, 土地, 河川産出物等)
- ・砂防設備占用料
- ・海岸保全区域内占用料
- ・水域占用料 (港湾区域, 漁港区域, 一般海域)

3 納付猶予期間

納期限から令和3年3月31日

4 申請方法等

- (1) 建設事務所等において、電話、郵送、FAXで申請を受け付ける。
- (2) 納期限の延長を通知する。